

に異り、後者の不健全さが問題にさるべきであったと思われる。

ついで、勧銀、農工両行の合併は、日露戦争後工業の発展があり地価が上り、市街地の資金需要が強まり、明治44年の両法改正で第1条「農工の改良発達のため資本を貸付ける……」が削除された。その後単なる不動産金融機関化してしまい、市街地を持たない農工銀行と勧銀との間に隔離が拡大し、合併の気運が起るのであるが、本書225頁からの勧農合併には最も重要な「第1条の削除」は何らふれられていない。経済の進展により、勧農両行設立時の立法と両行の実情の乖離が合併の原因となってくるのである。このような実情の認識が制度との関連で把握さるべきではなかろうか。

このように実情との関連で合併の原因の解明がされるよりも、制度論的な論議が優先し中心となったのは、自己の主観の展開を意識的にさけたものの「わが国内地の銀行制度は明治30年代早くも整備され、銀行分業主義の原則は一応形式的に実現された。このような『整然たる銀行分業の体系が19世紀末ないし、20世紀初頭に実現したことは金融史上1つの偉観をなし、それがすべて法制的に整備された点はどこの先進国にもその類例を見出しが出来ない(本文35頁「日本近代法発達史」よりの引用)』」という著者の基本的な認識(主觀価値判断)が存在しているからであろうか。

明治30年代に法制的には整備されたが法制と銀行の実体の乖離こそが合同の1つの原因となったのであろう。

以上みたような点はあるにしろ、著者の主観を意識的に抑えて、先人の意見をして語らしめようとした意図態度が、類書のないほど莫大な資料よりの豊富な引用を可能としたことは何といっても高く評価さるべきである。またその為にこそ銀行合同史に関するエンサイクロペディヤ的価値が生れたともいえるのである。これは記録者の態度によってもたらされたすばらしい結実である。したがって、2頭を追わず1頭を追うことに終始した著者の態度がやはり成功をおさめたといえるのであろう。

ついで、「日本金融百年史」であるが、すでに枚数がついているので一言ふれさせて戴くことで御容赦願いたい。

この書は序論において、日本インフレーションと経済発展という一論文があり、日本経済の成長、発展とインフレーションとの関係——著者によれば、日本経済の成長はある程度インフレーションにより、刺激されてきた——を歴史的に計数的に示したところに日銀に奉職して以来60年以上金融経済の中心で活躍してきた著者の面

目躍如たるものがある。この序章以外は、年代順に、財政金融経済の記事を計表とともに丹念に記録しており、(合同史が資料をして語らしめる方法をとったのと異り、本書の場合は記録風に書き下ろした)明治時代の中には日清戦争の賠償金の功罪について167頁と176頁の論述があい矛盾するような、やや整理の不十分な個所もあるが、大正の後半からは著者が日銀調査局にあって自らもその作成に参画した資料に基づいての記録だけにその記述は安定的である。しかも、これだけの計表が集められて百年間の変遷が語られた——年表、法令集、統計書をかねて——ことは、一大偉観で類書をみない。その意味で日本経済研究に1つの新らしい視角を与えたものといえよう。

以上、双方の著作とも、銀行史、金融史に新しい光を与えたものとして、お2人の労苦と功績に再び敬意を表して擱筆する。

【朝倉 孝吉】

森 章

『ソビエト減価償却論争』

未来社 1968.7 430, LVII

本書は、ソビエトで1955年から1964年までの間に提起された社会主義経済での固定フォンドの道徳的磨滅の存否、減価償却の本質、固定フォンドの評価問題、減価償却の率作成原理、減価償却によって形成された減価償却基金の利用方法等に関する一連の論争の経過を詳細に紹介し、それに論争前の減価償却理論と減価償却制度、および、論争後の制度的決着(1960年、62年の固定フォンドの統一再評価、1963年の新減価償却率の実施)の事情を付け加えたものである。

全体として本書は、現在までのソビエトの減価償却理論と制度を展望したものとして唯一の文献であるといえよう。本書の章別を紹介すれば次のとおりである。

第1章 序言

第2章 論争前のソビエト減価償却

第1節 革命前ロシヤにおける減価償却

第2節 論争前のソビエト減価償却小史

第3節 論争前のソビエト減価償却理論と計算法

第3章 減価償却論争の展開

第1節 減価償却論争の発端

第2節 ソビエト工業における減価償却論争

第3節 ソビエト農業における減価償却論争

第4節 新償却率作成に関する訓令の基本的内容	
第5節 新訓令公示後における論争の再燃	
第4章 減価償却論争の決着	
第1節 固定フォンドの統一再評価	
第2節 固定フォンドの新しい分類	
第3節 新減価償却率の制定	
第5章 結言	
補論 ソビエトにおける資本主義減価償却批判	
付録 (I) 参考論文・文献一覧表	
(II) 新減価償却控除率一覧表	

第1章では、本書の課題と方法が提示されている。すなわち、「論争に参加したソビエトの論者の諸見解を詳細にあとづけることによって、ソビエト経済と社会主義会計学が当面している問題をあきらかにすることを課題とし¹⁾」、その考察の方法は、「一面、論争をソビエト経済の歴史的現実(利潤方式等と呼ばれる新経済政策——補)と関連づけながら、他面、減価償却という理論が論争過程でどのように変革されていったかを鮮明に²⁾」しようとするものである。さらに、論争が新減価償却制度にいかに結実したかを見きわめることに注意を払い、また、論争の解明を通じて、資本主義減価償却を批判する立場を提供する努力も払うべきことを述べられている。

第2章は、論争の前提となる事実、すなわち、論争前のソビエトの減価償却理論と制度の概観である。

この章では、1938年から1962年までの平均減価償却率(人民委員部等の経済管理機構別)と差別減価償却率との矛盾が指摘されることが望ましかったと考えられる。平均減価償却率と差別減価償却率については次の記述が行われている。すなわち、

「従来の1923年と1930年の償却率は、ともに固定フォンドの種類別に差別化された差別償却率であったのであるが、1938年償却率は人民委員部別の平均償却率として設定された。平均償却率の設定とともに、当初人民委員部は固定フォンドの種類別の差別償却率を作成することが予定されていたのであるが、実際にはそれは実施されずにおわった。そしてそのかわりとして、1930年の差別償却率がひきつづき利用されることになったが、現実には指令として受けとる平均償却率が主として重視され、そして適用されていたのである³⁾。」

しかしこの記述では、企業等のレベルで減価償却計算がどのように行われたのか明らかでない。また、後に第4章で、

「差別償却率(とくに1930年のそれ)と1938年以後の

1) 本書10ページ。

2) 同上11ページ。

3) 同上28ページ。

平均償却率とが共存している上で、企業は減価償却を実際にどのように算定していたのであろうか。この点に関する内容は十分に知ることができないが、若干の内容に関してはペトロシャンによって述べられている。⁴⁾」

として、ペトロシャンのやや意味のとりにくい文章を引用されているが、事実は次のとおりであった。

ブーニチによれば、

「平均減価償却率は、上部計画の作成、減価償却総額の計算、財務省諸機関との決済のために適用されるが、これは科学的根拠のある差別減価償却率と現在の固定資産の構成に基づいて計算されねばならない。換言すれば、平均償却率は差別償却率の平均値である。⁵⁾」

したがって、理念的には平均減価償却率を全固定資産に適用して得られる減価償却費と、差別減価償却率を種類別の固定資産に対して適用して得られる減価償却費の合計とは一致すべきものであり、このため、固定資産の構成が変化すれば、平均減価償却率は当然改訂すべきものであった。しかし実際の平均償却率はそのように理想的なものではなかった。しかも平均償却率は事後的に計算される数字ではなく、事前に決定される指令的なものであった。各省等は自らに課された平均償却率に基づいて企業等にそれぞれの平均償却率を指令するのであった。すると、企業等は、減価償却費の計算を固定資産の種類別に行わなければならないとき、これをどのように行ったのであろうか。

この間の調整は次のように行われた。すなわち、まず種類別固定資産につき、1930年の差別減価償却率を適用して減価償却費を計算し、この合計を求める。つぎに総固定資産額に平均減価償却率を適用して、これによる減価償却費総額を求める。そして両者の比によって固定資産の種類別減価償却費を修正し、修正種類別減価償却費の合計が、指令的平均減価償却率による減価償却費総額と一致するようにしたのである⁶⁾。

平均償却率が恣意的であるにもかかわらず指令的であったこと、つまり、ソビエトでの減価償却費計算が現実の固定資産から出発したものでなかったことに、ソビエトの減価償却会計の大きな欠陥があったのであり、それ故にこそ、1963年の新減価償却率の実施に伴い指令的平均減価償却率を廃止したのであるから、指令的平均減価

4) 同上 340 ページ。

5) П. Бунич, Амортизация основных фондов в промышленности, 1957, стр. 96, 97.

6) М. Х. Жебрак, Курс бухгалтерского учета и анализа баланса, 1960, стр. 93, 94 に具体的計算例がある。

償却率と差別減価償却率との矛盾の指摘は、減価償却論争の背景にあった重要な事実として是非とも行われたかった。

第3章は、約250ページがそれに当てられて本書の主要部分をなすものである。

著者は10年に近い論争に参加した論客の所説を広汎に涉獵し、論争の経過を追って、それぞれを紹介、要約されている。おそらくこの間の経済専門誌に載った関係論文のほとんどが網羅されているであろう。この精力的作業には敬意を表わしたい。

しかしながら本章は、主として諸論文をその発表順に要約するという体裁をとっているため、論争が内容的に整理されているとは評し難い。たとえば、社会主義経済にも固定フォンドの道徳的磨滅(第1形態および第2形態)が存在するものとして、それが生産物に価値移転するか否か(すなわち減価償却費に算入されるか否か)というような理論問題を取り上げ、これがいかなる論者により、いかなる論拠で、どのように主張されたのかといった点を整理して示されたならば有難かったと思う。この問題は、マルクスの所説も、ある箇所では価値移転するというがごとく、また別の箇所ではしないというがごとくであり、明瞭でないところであり、当然、これをめぐって論争が行われたのであるが、これについての紹介が本書では各所に分散しているので、体系的に把握しえないうらみがあるのである。たとえば諸論説を、(1)道徳的磨滅は第1形態、第2形態ともに価値移転をするとの説、(2)道徳的磨滅は両形態ともに価値移転をしないとの説、(3)第1形態の道徳的磨滅は価値移転しないが第2形態の道徳的磨滅は価値移転するとの説、というように整理されて、それぞれの論拠を要約・対照するような部分があったらと思う。

第4章は、論争の結実である新制度の紹介である。固定資産の詳細な新分類、広範囲な統一再評価、新差別償却率の制定の経緯が詳記されている。

この章で記されることが望ましかったことは、新減価償却率作成の基礎となった「減価償却期間」の測定原理である。減価償却期間とは物理的耐用命数とは異なり、道徳的磨滅(第2形態)をも考慮した固定フォンド価値の補償期間(つまり機能的耐用命数)とされるのであるが、これはおそらく科学的測定の極めて困難なものである。この測定がソビエトではいかに行われたのか。フィリップボフは次のように述べている。

「経済的に合理的な労働手段の機能期間を正しく決定することは、極めて重要な課題であるとともに非常に困

難な課題である。なぜならば、それは、多くの技術的・経済的要因、すなわち、労働手段の物理的磨滅、その構造的・物質的特性にもとづく堅牢性、技術的進歩の結果としての道徳的磨滅、労働手段の磨滅に影響する利用条件の特性、陳腐化固定資産取替の可能性、近代化および大修繕を行うことの経済的合理性に依存しているからである。

経済的に合理的な固定資産の価値回収期間——減価償却期間——は、固定資産の個々のグループごとに上記諸要因を総合的に考慮して決定されたのである⁷⁾。」

しかし問題は、いかに総合したかであり、総合の原理である。この点は、ソビエトの文献でも明らかにはされていないようではあるが、重要な問題であるにもかかわらず明らかでない旨の指摘は行われた方がよいだろう。

第5章では、論争後、旧来の学説が変更されて新学説として定説となった点および今後の問題点が要領よく摘要されている。

【竹村欣也】

浅田喬二

『日本帝国主義と旧植民地地主制』

御茶の水書房 1968.4 VII, 239, IV ページ

すでに、今から6年前に『日本資本主義と地主制』と題されて「明治時代から農地改革前夜までの北海道地主制の展開過程」を追求された著者は、ひきつづき「日本地主制の全運動過程の把握のために」、「日本帝国主義体系の構造の一環に編入されていたところの旧植民地(台湾・朝鮮・満州)における日本人大土地所有の展開構造を」本書で検討されている。つまり、従来の日本帝国主義史論が、植民地問題を本格的に取上げなかった点への批判的反省として、「旧植民地への地主的進出・土地侵略の具体的様相の解明」を企図され、「日本地主制の、とくに後退期日本地主制の解明に際しては、旧植民地における日本人大土地所有の検討」が必要であり、そうしなければ「日本地主制の全生涯把握は完結しない」のではないか、と根本的疑義を提示されている。以下、内容の紹介から始めよう。

I.さて、本書は5章から構成されている。第1章の「課題と方法」において、戦後における日本地主制研究が、歴史学の分野では、幕藩体制中期以降の、いわば地主制の形成過程に重点がおかれ、確立期ならびに後退期

7) П. филиппов, Новые нормы амортизации 1963, стр. 72.